

平成 30 年度 社会福祉法人外房 事業計画

☆法人基本理念 「存在感のある生活」

☆法人基本方針 施設を一家とし、お客様を“介護する人ではなく共に生活する人” 家族の一員として気遣い、思いやりの気持ちを持って日々接することを目標とし、お客様に穏やかな日々が提供できる施設として職員一同で心がけることを基本方針とする。

☆事業目標 介護保険法の改正や第 7 期介護保険事業計画（御宿町他）並びに御宿版 C C R C 構想など目まぐるしく変化する福祉行政に即した経営計画の策定及び社会福祉充実計画に基づく事業の円滑な推進に心がける。

*介護保険事業計画＝国の基本指針により 3 年に 1 度都道府県や市町村が定める計画。（本年度第 7 期）

*御宿版 C C R C 構想＝国の地域創生政策に基づき御宿町が現在取り組んでいる町づくり事業の計画。

☆事業計画

（1）理事会の開催

理事定数 6 名及び監事 2 名

開催時期	議事提案予定	出席予定者
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度事業報告及び決算報告 平成 30 年度事業計画及び予算 その他報告連絡事項 	理事及び監事
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度補正予算 理事長監事の職務執行状況報告 上半期事業執行及経営状況報告 その他報告連絡事項 	理事及び監事
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度事業報告概要 理事長監事の職務執行状況報告 その他報告連絡事項 	理事及び監事
3 月	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度補正予算 平成 31 年度事業計画及び予算概要 下半期事業執行及経営状況報告 理事長監事の職務執行状況報告 その他報告連絡事項 	理事及び監事

*上記のほか、定款で定められた議決事項及び重要事項については、理事会を適宜開催する。

(2) 評議員会の開催

評議員定数 4 名から 5 名に変更する。

開催時期	議事提案予定	出席予定者
6 月	・平成 29 年度事業報告及び決算報告 ・平成 30 年度事業計画及び予算 ・新理事の選任 ・その他報告連絡事項	評議員
3 月	・平成 30 年度補正予算 ・平成 30 年度経営状況概要報告 ・平成 31 年度事業計画及予算概要 ・その他報告連絡事項	評議員

*上記のほか、定款で定められた議決事項及び重要事項については、評議員会を適宜開催する。

(3) 評議員選任・解任委員会の開催

委員定数 3 名

開催次期	議事提案予定	出席予定者
5 月	・新評議員の選任	担当委員

*上記のほか、定款細則で定められた事項等については、必要に応じて委員会を適宜開催する。

(4) 監査

- ①内部経理監査 職務担当理事 1 名. 実施数：4 回／年
- ②監事監査 監事 2 名. 実施回数：1 回／年

(5) 役員定数の変更

外房 法人定款第 5 条及び附則に規定する評議員の定数については、平成 30 年度に評議員を 1 名委嘱し、評議員数を 5 名とする。

(6) 短期目標

“外房の戦略的新改革年”

—組織の新たな取り組みを研究・試行—

* 設立30周年を迎える当施設が、更なる発展のために効率的な健全経営を目指した人員管理及び施設整備を段階的に思考しながら新たな組織体制の整備を図る。

<取組項目>

- ① 設立30周年祝典の開催
- ② 将来計画に基づく組織体制の段階的整備試行
- ③ 委員会組織の見直し及び再編成
- ④ 「社会福祉充実計画」に基づく実施調査及び調整
- ⑤ 「働き方改革」に関する検討及び人事考課の実施
- ⑥ 通所介護事業の新たな取組みと変化
- ⑦ 窓口事務の整理及び相談員の地域連携強化
- ⑧ 生活支援体制整備事業の実施
- ⑨ 外房「友の会」の設置

(7) 長期目標

“持続可能な新外房の将来計画”

—さらなる発展を求めて30年の展望—

* 超高齢化社会をむかえる中で時代に即した施設経営と無駄を省いた施設運営を目指すと共に将来の持続可能な外房の在り方を探求した施設整備及び施設の増床を行い、地域社会への更なる福祉貢献の向上を図る。

<取組項目>

- ① 「社会福祉充実計画」の実施
- ② 中・長期経営戦略に関する経営計画の整理
- ③ IT導入による施設作業の見直し
- ④ 介護作業の分業化による作業効率の向上
- ⑤ 施設の増設及び施設改修計画
- ⑥ 地域における公益的な福祉の推進
- ⑦ 職員の人材育成と資質の向上及び専門性職種の連携強化
- ⑧ 総合的な社会貢献事業の展開を目指したコミュニティハウスの設置運営

平成30年度 ケア目標

☆テーマ

“お客様が安心して、穏やかな日々を過ごせるケアを目指して”

全体目標 <項目と取組>

- ☆ “職員一人ひとりが考える力を養い行動力と決断力がもてる取り組みを実施” ①
—限られた人員・環境の中で質の良いケアを提供するために効果的な
アプローチの方法を身につける—

<取組>

- ・記録の活用をとおして、お客様個人を見る目を養う。
- ・個人を尊重したケアの原則を学ぶ。(ハイステック7原則 - 注釈別紙)
- ・人事考課による評価及び中間指導職の目標設定を行う。

- ☆ “大事な肉親が終の棲家とする場所、安心と信頼の施設を目指す” ②
—ご家族の状況や家族関係、ニーズ、性格等の把握に努め、其々の
ご家族にあった対応を見つける—

<取組>

- ・ご家族の心の状態に目を向ける。
- ・いつもお客様の一番近くにおいて共に生活する介護職員からの日常的な報告は、ご家族の一番の安心につながる。
- ・退所手続きの際に、担当職員が同席、またはご家族と話す時間をつくる。

- ☆ “お客様の重度化に伴い、ケアの見直しや整理を行い効率の良いケアを実施” ③
—人材不足のリスクに備える4ユニット体制の改革を実施する—

<取組>

- ・4ユニットから3ユニットに合併する。
- ・お客様の重度化に添った対応を行う。
- ・中間指導職の分担及び育成を実施する。
- ・ユニットの集約化に基づく簡易な施設整備を行う。
(BCユニット間にドアの設置や感染者部屋の整備等)

- ☆ “働き方改革による業務の細分化と短時間労働者の確保” ④
—ケアの細分化により業務の合理化・効率化を図る—

<取組>

- ・人材不足の中で新たな人材確保のため短時間労働を希望する人の
ニーズ調査等を実施する。(夜勤専門職員・時間限定等)
- ・作業の効率化を図る上からロボットや機械の導入検討を行う。

☆ “会議開催計画の見直し” ⑤

—スピーディな会議運営と状況に即応できる会議体制の整備を行う—

<取組>

- ・会議内容の見直しにより、必要なものと見直すものとの整理を行う。
- ・マネジメントの重視、多職種連携で実施する。
- ・全体研修会及び防災訓練・ユニット会議等全職員を対象としたものと職員（非常勤職員を除く）だけの委員会を試行する。
- ・判断及び決定については、管理者会議や理事会とするが、検討事項は主任会議、協議事項はリーダー会議など段階的な会議運営を行う。

☆ “楽しい清潔な職場環境づくりと安心・安全な施設づくり” ⑥

—職員やお客様の安全な環境と美化づくり—

<取組>

- ・毎月第1木曜日を「環境整備の日」に指定し、職場の身の回りの美化に努める。
- ・職員の駐車場を新たに整備する。
- ・水害対策等の防災対策の充実を図る。
- ・災害時の他施設や関係機関との連携を密にする。
- ・災害時の職員体制を明確化する。

☆ “経営マネジメントとケアの融合” ⑦

—経営戦略に即したケアの展開と関係機関との連携—

<取組>

- ・経営マネジメントの状況について主任・リーダー会議等に報告。
- ・ユニットと専門職間の連携による経営戦略の見直し。
- ・事務職員と生活相談員の連携により適切な施設運営を確保する。
- ・町及び地域包括センターとの連携強化を図り情報整理を実施する。

☆ “通所介護事業に係る新たな取組みと変化” ⑧

—基本的な問題点の整理と取組—

<取組>

- ・現状の利用率の整理及び運営方法の検討を行う。
- ・生活相談員を中心とした事業展開及び介護職員によるプログラムの見直し等に取り組む。

在宅部 目 標

☆厳しい中にも楽しさを見出しお客様と共に笑顔であらう

職員の笑顔はお客様の笑顔

お客様の笑顔は家族の笑顔

<取組>

当然仕事なので肉体的にも精神的にも疲労はある。上手くいかないこと、不平不満も多々ある。このような状況を横の繋がりですぐにフォローしあえる関係性をつくる。

1人で仕事を抱えると業務に追われお客様に対しての言葉使いや対応が荒くなってしまうことが考えられる。Aユニットとデイサービスを1つのユニットとし職員間のコミュニケーションまた、お客様の把握を深め欲求を満たし笑顔を引き出す。

介護部 目 標

☆「やさしい言葉使い」

やさしい言葉使いを意識する事で、お客様の笑顔、安心感につながります。

やさしい言葉使いは、お客様個人だけでなく外房全体に良い雰囲気が広がっていくと考えます。

やさしい言葉使いが出来ない要因

- ① 職員個人の言葉に対する意識が薄い。(慣れ合い)
- ② 業務が詰まっており、気持ちにゆとりが持てない。

<取組>

- ① 日々の業務、研修 等を行い、やさしい言葉使いについて意識が出来る様に取り組む。
- ② ケア（食事・入浴・排泄 等）の見直しを行い、効率を図りゆとりある業務が出来る様に取り組む。

人材不足のリスクに備え、東と西の2ユニットへ移行に伴い、見直しを行う。

ユニットが大きくなった事をメリットにゆとりある、ケア体制を作る。

総務部 目 標

☆事務職員と生活相談員の連携により適切な施設運営を確保する

及び作業の効率化から図る上からロボットや機械の導入検討を行う

<取組>

事務所に事務職員・生活相談員（全事業所）を集合させることにより日々の業務から常時情報共有が可能となりフォロー体制の確保を可能とする。新体制に伴い、業務の効率化、担当の見直しを実施する。

情報共有・連携が可能となったことを更に明文化し、適切に他部署にも情報公開することでシフト制による情報の遅延を防ぐ。作業効率化の観点からシステム導入検討やパソコンの普及に努める。

☆働き方改革による業務の細分化と短時間労働者の確保

（ケアの細分化により業務の合理化・効率化を図る）

<取組>

国が進める“働き方改革”や介護職員不足の予測に伴い、業務の細分化を進め専門職の業務のあり方や必要な労働に対する短時間労働者の確保にあたり、規則の見直しや雇用契約の柔軟性を改め適正な人事考課制度の導入を検討する。

☆地域連携強化

<取組>

第 7 期介護保険事業計画並びに御宿版 C C R C 構想、及び社会福祉充実計画に基づき、社会福祉法人が地域における公益的な取組を実施する責務として行政及び地域包括センターとの連携強化を図り情報整理を実施し、地域福祉のニーズの把握を行い取組を検討する。

地域共生社会の実現化に取り組む為、更に地域包括支援センターとの連携強化を図る。

☆通所介護事業に係る新たな取組みと変化

生活相談員を中心とした事業展開及び介護職員によるプログラムの見直し等に

取組む

<取組>

平成 30 年度より日常生活総合事業の完全移行に伴い、通所介護のプログラム・人員配置の見直しの必要性や、今後、団塊の世代の利用にあたり設備整備等の検討を行う。

☆経営マネジメントとケアの融合・経営戦略に即したケアの展開と関係機関との連携

<取組>

生活相談員が実績管理、レセプトの作成を行うことで居宅事業所、保険者や関係機関との連携強化に繋げ、マネジメントやケアの展開、介護保険改正の対応を強化し基準、省令の適正な運用と利用者との契約にあり方について見直しを行う。